

第5章 避難所の運営

1 避難所運営の基本

避難所の運営は、避難者等の協議による自主的な運営を基本とします。なお、派遣市職員、施設管理者やボランティアは避難所運営の協力者として携わります。

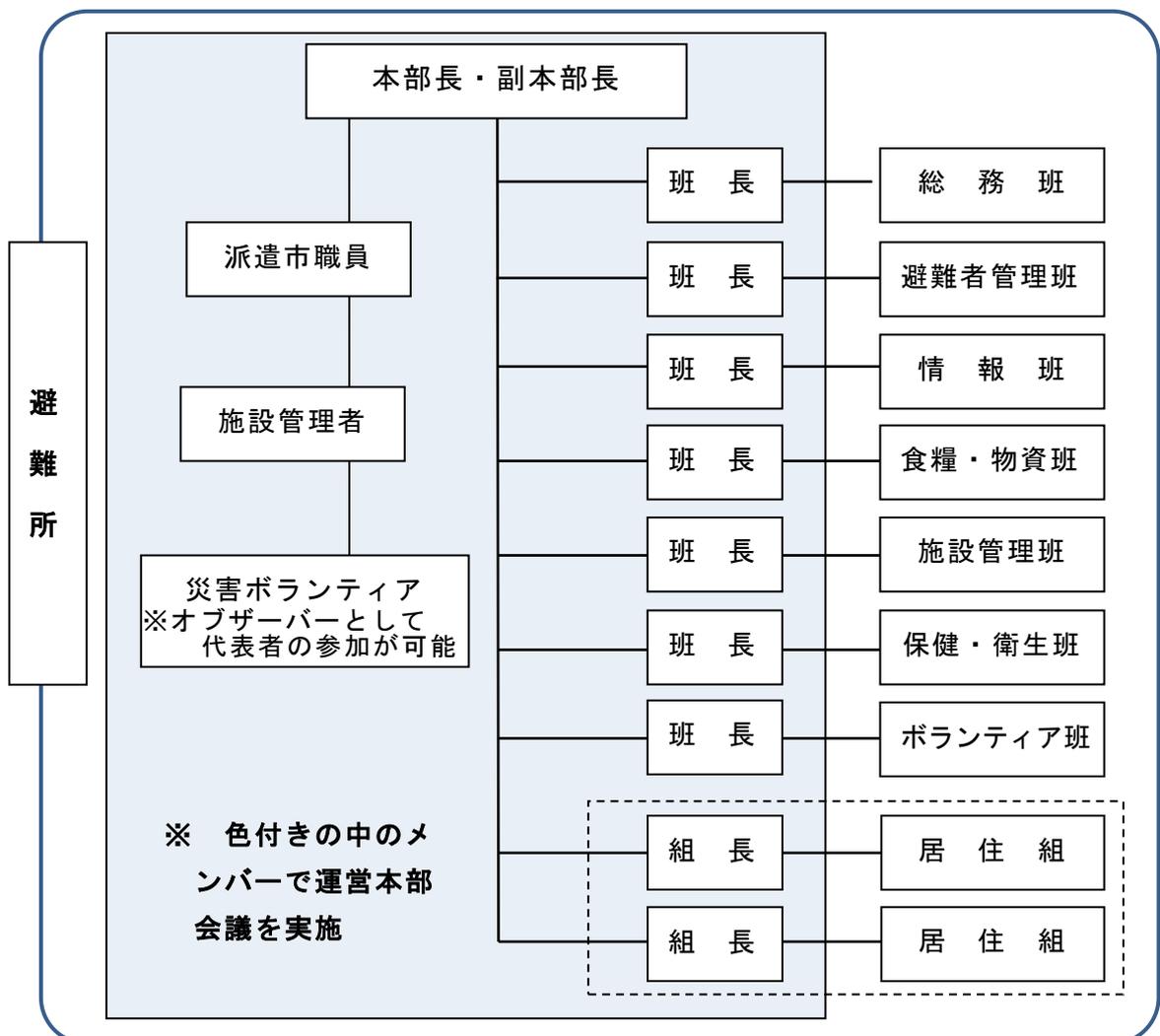
2 運営本部の立ち上げ

避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営本部（以下「運営本部」といいます。）の早期設置を目指します。平時から、施設管理者及び自主防災組織（町内会役員）等の連携により運営本部の設立準備を行うなど、災害時に早急な組織づくりができるような体制の構築が重要です。

3 運営本部の構成

運営本部は、本部長、副本部長、各活動班の班長、各居住組の組長で構成します。構成後は、「様式4：避難所運営本部名簿」を作成します。

なお、運営本部の構成員は、努めて多くの女性を選出して男女参画を図ります。



4 運営本部会議

- 発災直後の運営本部会議は、1日2回、朝食前及び夕食後が適当です。
- 朝の会議は前夜以降に必要となった伝達事項を主にし、夕食後の会議は、問題点等についての話し合いを行うと有効的です。
- 特に連絡事項が無い場合でも、最低限1日1回は運営本部会議を開催し、情報共有のほか、問題の把握や対応などについて確認します。
- 災害ボランティアの代表者がオブザーバーとして参加することも可能です。

5 活動班の編成

活動班名		主な役割
1	総務班	避難所運営の総括、運営本部会議事務、生活ルールの作成等、運営体制の見直し、取材対応、他の班に属さない作業
2	避難者管理班	避難者名簿の作成管理・スペースの割振り、安否確認等の問い合わせ、郵便物等の取り次ぎ
3	情報班	情報収集・伝達等、地域への情報発信
4	食糧・物資班	食糧、物資の調達管理等、炊き出し
5	施設管理班	危険箇所の対応、防火・防犯対策
6	保健・衛生班	環境衛生管理（ゴミ・風呂・トイレ・清掃）、ペット対応、救護活動、要配慮者対応、生活用水管理
7	ボランティア班	災害ボランティアの受入対応・管理

6 外国人対応

- 世帯の代表者に、「様式5：避難者カード（外国人用）」を配布し、世帯ごとに記入してもらいます。 → 英語・中国語・韓国語の3か国語を用意。
また、避難者カード（外国人用）に基づき、「様式6：避難者名簿（外国人用）」を作成してください。
- 外国語ができる方や日本語ができる外国人の協力を得ることで対応してください。また、やさしい日本語で掲示物を書くことや、ゆっくり話すことに心がけてください。
- 外国人は災害時における要配慮者とされています。可能な限り、同国出身者同士で居住組を編成するなどの配慮を行ってください。

- 避難所初期対応セットには、英語・中国語・韓国語により、避難所生活に最低限必要となる「52文例」を掲載した「多言語表示シート」を配備していますので活用してください。
- 通訳者が必要な場合は、災害対策本部（観光対策部・保健福祉対策部）に連絡してください。

《その他》

- 文化・習慣の違いにより、日本語のニュアンスが伝わらないこともあるので、具体的に、はっきりやさしい日本語で伝えるようにしてください。
- 災害に関する知識や経験がない場合があり、日本人よりも不安になりやすいです。母国語で話すと安心するため、同国出身者同士で集まって、大きな声で話すこともあります。避難所生活のルールを伝えてください。
(不安の解消の仕方も国や文化によって異なります)。
- 宗教等の都合により食べられないものなどがある場合は、できる範囲で配慮してください。また、一日に何度かお祈りすることがあります。

7 ペット対応

(1) 基本的な考え方

ペットとともに避難所へ避難することを同行避難といいます。避難所は災害時に多くの避難者が生活を送る場所となり、ペットは家族と考える人もいれば、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人なども生活します。

このため、人とペットがともに安心して避難所生活を送るためには、飼い主が自覚と責任を持ち、各避難所のルールのもとで飼育管理を行うことが必要となります。

※ 「ペットの同行避難」は、避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。

自宅が安全で定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであればペットの在宅避難も選択肢の一つです。その場合においてもペットの毎日の食事の世話や健康状態の確認が大切です。

(2) 対象とする動物

同行避難の対象となるペットは、犬、猫などの愛玩動物です。また、避難所で飼養できる動物は、原則として、犬や猫のほか、げっ歯類などの比較的小型の動物とし、人に危害を与える恐れのある大型動物や危険な動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることはできません。

《補助犬について》

身体障害者補助犬法により、公共的施設への同伴が認められている盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬は例外です。この場合、補助犬が居住区域へ同伴することで他の避難者がアレルギーによる発作等を起こす危険性があるなどの場合は、別室を準備するなどの配慮が必要となります。

(3) 同行避難時の準備

ペットと同行避難する場合は、あらかじめ準備しておいたペットの防災用品を持参します。

避難所では、飼い主が用意したペットフードやケージなどを用いて飼育することになります

(例)

ペットフード、水（最低5日分）	トイレ用品
ケージやキャリーバック	ペット用の食器
首輪、リード	ペットの写真（迷子に備え）
薬、療法食	ペットの情報を記したノートなど

(4) 飼い主の会の立ち上げ、責任者の選出・役割

飼い主が協力してペットの飼育管理を行えるように、避難した飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、責任者（会長・副会長）として数名の代表者を選出します。選出された責任者は、つぎのような役割を担い、活動することとなります。

- ① ルールを守って飼育管理が進められるようメンバーを誘導するほか、飼い主との意思疎通などの調整を行います。
- ② 飼い主に避難所でのペットの飼育の進め方や飼育ルールを説明し、了解を得ます。
- ③ 飼育場所の設営完了後、保健・衛生班に対してペットの種別や数及び飼い主数並びに飼育活動の開始などを伝えます。

(5) 飼育場所の設営

ペットの飼育場所は、つぎの事項を考慮して運営本部が指定します。

「飼い主の会」は、指定された場所に飼育場所を設営します。

- ペットと避難者の動線ができるだけ交わらない場所。
- 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かない場所。

また、飼育場所の設営においては、つぎの事項に留意します。

- 貼り紙や区画線などで飼育スペースを明確にします。
- ペットの鳴き声やストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等

- で覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとり目隠しを行います。
- テントやブルーシートなどを活用して直射日光、雨や風よけの整備をします。
 - ケージ等に入れられないペットは、支柱等に繋ぎ止めます。
 - 他の避難者の理解を得るため、飼育ルールを掲示して周知します。

(6) 受付管理

- 「飼い主の会」は、ペットの飼育場所の設営完了後、ペット受け入れの受付場所を設置します。
- 受付においては、同行避難した飼い主に「様式7：ペット飼育登録簿」の記入を依頼し、ペット飼育のルール説明とその理解を得ます。